

議案第10号

つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

つくば市敬老祝金給付条例（平成17年つくば市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「居住する」を「住所を有する」に改める。

第2条第1項中「、つくば市に居住し、かつ、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

敬老祝金の受給要件を変更するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市敬老祝金給付条例（平成17年つくば市条例第22号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、つくば市に<u>住所を有する</u>高齢者に対し、敬老祝金を給付することにより、その長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(敬老祝金の給付)</p> <p>第2条 つくば市は、毎年9月に、当該年の8月1日において引き続き1年以上<u>つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者</u>で次に掲げるものに敬老祝金を給付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (以下略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、つくば市に<u>居住する</u>高齢者に対し、敬老祝金を給付することにより、その長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(敬老祝金の給付)</p> <p>第2条 つくば市は、毎年9月に、当該年の8月1日において引き続き1年以上<u>つくば市に居住し、かつ、つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者</u>で次に掲げるものに敬老祝金を給付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (以下略)</p>

## 議案第 10 号

# つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市福祉部高齢福祉課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市敬老祝金事業は、市内の高齢者に敬老祝金を給付し、その長寿を祝福するとともに福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

これまで、当該年の8月1日時点で引き続き1年以上つくば市に住所を有し、かつ居住する者を対象としてきた。しかし、生活様式の多様化により、居住実態の確認が困難な状況であることから、受給要件を見直すため、本条例を改正する。

### ○ 他自治体の状況等

水戸市、土浦市、下妻市等で敬老祝金の受給要件を、「住所を有し、かつ居住するもの」ではなく「住所を有するもの」を対象としている。

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

受給要件を変更することで対象者がより明確になり、適切な事務執行に資する。